



事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 2 0 日

該当市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

給与改定による期末手当等の差額支給額確認方法について（通知）

給与支給事務につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 1 月 1 2 日付け教職第 1 1 0 3 号にてお伝えした件につきまして、金額の確認方法についてお問い合わせをいただいたため、別添のとおり送付します。

なお、本採用職員及び再任用職員については、教職員人事給与情報システムにより履歴を整理します。臨時的任用職員及び任期付職員については紙履歴書への記載となります。

担 当：給与管理担当 電 話：0 4 8－8 3 0－6 6 7 1 メー ル：a6660-03@pref.saitama.lg.jp

別添

●さいたま市立さいたま小学校の埼玉太郎における差額支給額の確認方法

差 額							
正規給料の月 額	正規教職調 整 額	正規地域手 当	正規期末手 当(6月)	正規勤勉手 当(6月)	正規期末手 当(12月)	正規勤勉手 当(12月)	正規支給総額
1,260	0	131	162	145	202	177	2,077

令和5年1月12日に送付した「対象者」データのうち、差額の金額を支給済額に加えたものが最終的な差額支給額となります。期末勤勉手当における確認方法は以下のとおりです。

00X00

4年12月分

給与差額支給明細書

さいたま市立さいたま小学校

[illegible]

○所属で確認ができる「給与差額支給明細書」の「正規支給額」に「差額」を足したものが最終的な差額支給額です。

期末手当(6月):91,973円+162円=92,135円 勤勉手当(6月):72,812円+145円=72,957円

合計: 92.135 円 + 72.957 円 = 165.092 円

期末手当(12月): 306,577 円 + 202 円 = 306,799 円 勤勉手当(12月) 268,255 円 + 177 円 = 268,432 円

合計: 306.722 円 + 268.432 円 = 575.154 円

●履歷書記入例

年月日	事項	発令庁
令和4年 12月28日	令和4年6月分期末手当及び勤勉手当の支給額を 165,092円に改定し、差額を支給する	給与支払者 埼玉県知事
令和4年 12月28日	令和4年12月分期末手当及び勤勉手当の支給額を 575,154円に改定し、差額を支給する	給与支払者 埼玉県知事

※手書きの履歴書を使用している職員（臨時的任用職員・任期付職員）のみ修正対応をしてください。教職員人事給与情報システムで履歴書を管理している職員（本採用職員・再任用職員）については自動で修正されます。